

公 告

分任契約担当官陸上自衛隊霞目駐屯地
第 4 1 6 会計隊霞目派遣隊長 今野 美自

下記のとおり一般競争入札を実施するので、入札心得等関係事項を承知した上で参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

グループ	件 名	規 格	数量	単位	履 行 期 間	履 行 場 所
A	給食業務の部外委託	仕様書のとおり	1	S T	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日	陸上自衛隊霞目駐屯地
B	食器洗浄及び清掃作業 部外委託	仕様書のとおり	1	S T		

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70・71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が行う売買、賃貸借、請負その他の契約から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (4) 令和 7・8・9 年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で東北地域の資格を有する者で、次のいずれかを満たす者であること。防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
ア 「A」、「B」、「C」、「D」等級に格付けされた者
イ 「D」等級に格付けされた者は、同一献立を一度に100食以上提供する集団給食業務を 1 年間以上請け負った実績を証明できる者とし、契約担当官が認める者
- (5) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負その他から排除するよう依頼があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (9) 第 7 号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
ア 資本の関係がある場合
次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会計法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
(ア) 親会社（会計法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
イ 人的関係がある場合
次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (10) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合は、直近 1 年間において保険料等の滞納がないこと。
- (11) 陸上自衛隊霞目駐屯地（以下「官側」という。）における給食業務部外委託に係る仕様書に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。
- (12) 第 4 項に示す現場確認を入札開始前に行っている者

3 契約条項を示す場所

- (1) 陸上自衛隊霞目駐屯地 第 4 1 6 会計隊霞目派遣隊 契約班

- (2) 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」は、陸上自衛隊霞目駐屯地第416会計隊霞目派遣隊契約班で閲覧できるとともに東北方面会計隊ホームページに掲載している。

4 入札説明会の日時

一同に会しての説明会は実施しない。ただし現場確認は令和8年1月28日（水）から同年2月19日（木）の間で実施するので、希望日の2日前までに下記担当者に連絡すること。

5 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 : 令和8年2月25日(水)10時30分
(2) 場 所 : 霞目駐屯地 厚生センターミーティングルーム
(3) 郵便入札 : 郵便等により入札書を提出する場合は、事前に分任契約担当官の承認を受けるものとし、入札書を封筒に入れて封入口及び継目になつて印し、その封筒の表に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「〇月〇日〇時〇分開札（件名・入札書在中）」と朱書して、更にそれを二重封筒とし、入札日前日の午後5時（入札日前日が行政機関が定める休日の場合、その前日の午後5時）までに本官の手元に届いたものに限り有効とする。また、送付した旨契約担当者まで通知すること。なお、到着の有無を応札者の責において確認するものとする。
- 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札は次のとおり
日 時 : 令和8年2月27日（金）13時30分
場 所 : 霞目駐屯地 厚生センターミーティングルーム
再度入札の郵便期日については、再度入札日当日の13時までに本官の手元に届いたものに限り有効とする。

6 保証金等

- (1) 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
(2) 契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
(3) 遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

7 落札決定方法

- (1) 消費税抜きのグループ別総額にて決定する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。
(2) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。ただし、同額の入札がある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
(3) 入札金額には、輸送費等の諸経費を含むものとする。

8 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に必要な資格のないものが入った入札
(2) 入札金額、入札者、氏名及び押印が判明し難い入札
(3) その他入札に関する条件に違反した入札
(4) 電報、電話、FAX等による入札は認めない。
(5) 代理人で入札する場合、委任状の未提出及び入札書に、委任状に押印してある代理人の印がない入札
(6) 「暴力団排除に関する誓約事項」の内容のとおり誓約した旨の入札書への記載がない場合又は誓約書の提出がない場合
※ 誓約事項の記載要領
「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」
(7) 入札者が（6）で実施した誓約に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合
(8) 入札書に「上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。」の記載がない場合
※ 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」を確認したうえで記載すること。
(9) 入札実施要項に示す事前資料提出において承認を得ていない者の行った入札（Aグループ「給食業務の部外委託」のみ）
(10) 第4項に示す現場確認を入札開始前に行っていない者の入札

9 契約書の作成

- (1) 落札者は落札決定後遅滞なく、陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式に基づき、契約書等を作成提出すること。
(2) 契約金額は、落札した金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）とする。
(3) 特約条項
ア Aグループ
適用を予定する契約条項は、駐屯地標準契約書給食業務部外委託契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約事項及び部分払に関する特約条項とする。
イ Bグループ
適用を予定する契約条項は、駐屯地標準契約書食器洗浄等業務部外委託契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約事項及び部分払に関する特約条項とする。

10 代金の支払いに関する事項

請負代金の支払いは、履行完了後、適法な請求書を受理した日から30日以内とする。

11 その他

- (1) 入札日時に遅れた者の入札は認めない。
- (2) 入札書等は、会計隊で掲示する入札心得または、東北方面会計隊のホームページへ掲載している。
(<http://www.mod.go.jp/gsdf/neae/koukoku/findex.htm>)
- (3) 入札参加者は、資格結果通知書(写)を入札開始前までに直接又はFAX等により提出すること。
- (4) 再度入札について、郵便入札がいる場合には官側の指定する日時において実施するものとする。郵便入札が無い場合はその場で速やかに実施するので入札書の予備を持参すること。
- (5) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。
- (6) 入札参加希望業者は、入札日の前日迄に、第416会計隊霞目派遣隊契約班に連絡後、下記場所にて仕様書等を受領すること。

(受付時間：月曜日～金曜日の9：00～17：00)

※ホームページに掲載している仕様書と内容は同様であるため、ホームページで確認できた場合受領は不要とする。

- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 問い合わせ先

ア 入札、契約事項等に関する問い合わせ先

陸上自衛隊霞目駐屯地 第416会計隊霞目派遣隊 契約班

TEL 022-286-3101（内線349）

FAX 022-286-3101（内線347）

担当 佐藤

イ 仕様書、現場確認に関する問い合わせ先

陸上自衛隊霞目駐屯地 業務隊補給科 糧食班

TEL 022-286-3101（内線322）

担当 前川